

令和２年度 第１回阿見町農業委員会会議録

１．日 時：令和２年４月１０日（金）午後３時００分

２．場 所：阿見町役場 ４階 全員協議会議室

３．出席委員：農業委員 ９名

農地利用最適化推進委員 １０名

１番 藤 平 清 子 君
２番 小 泉 治 久 君
３番 柳 生 利 幸 君
４番 浅 野 敬 司 君

６番 島 田 辰 男 君
７番 長 谷 川 義 洋 君
８番 横 張 清 彦 君
９番 青 山 和 泉 君
１０番 山 崎 久 司 君

１番 渡 邊 通 君
２番 吉 田 一 男 君
３番 山 崎 明 君
４番 小 見 川 清 君
５番 小 松 崎 秀 昭 君
６番 福 岡 み つ 子 君
７番 諏 訪 原 早 苗 君
８番 野 口 裕 司 君
９番 栗 山 繁 君
１０番 大 塚 康 夫 君

４．欠席委員：農業委員５番 吉田和嗣 君

５．議事日程：第１ 議事録署名委員の指名

第２

議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第３号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第１号 農地法第３条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

報告第２号 農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第３号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

その他

６．農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 水間 宗 君

７．会議の概要

午後３時００分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第４条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は１９名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、９番青山和泉委員・１番藤平清子委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議 長： 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事 務 局： 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号 1 番、申請日 3 月 2 3 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 4 a です。〇〇より南に位置し、〇〇土地改良区に面しています。保有農機具、トラクター 1 台、軽トラック 1 台です。契約内容は、所有権移転の売買、10 a あたり〇〇万円です。譲受人の理由としては、借り入れしていた土地を取得する為でございます。譲渡人の理由としては、譲受人の要望による為でございます。

整理番号 2 番、申請日 3 月 2 5 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2 筆、面積合計が 3 0 a です。国道 125 号バイパス〇〇交差点より南東に位置し、〇〇土地改良区に属しています。耕作計画は水稻です。保有農機具、トラクター 2 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、草刈機 1 台、軽トラック 1 台、バロネス 1 台です。契約内容は、所有権移転の売買、10 a あたり〇〇万円です。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号 3 番、申請日 3 月 2 5 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1 筆、面積が 1 8 a です。〇〇より東に位置しています。耕作計画は水稻です。契約内容は、所有権移転の売買、10 a あたり〇〇万円です。譲受人は、整理番号 2 番と同一人で、譲受の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号 1 番から 3 番について、取得後、すべての農地を効率的に利用する事、機械、労働力、技術、地域との関係性、面積要件についても問題ありませんので、農地法第 3 条第 2 項に該当していない事を確認しています。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 9 番青山和泉委員、2 番を 4 番浅野敬司委員、3 番を 2 番小泉治久委員お願いいたします。

9 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理され、境界についても問題ないと思われまます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

4 番： 整理番号 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理され、境界も問題ありません。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

2 番： 整理番号 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理され、境界も問題ありません。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日3月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が4aです。〇〇より西に位置し、〇〇土地改良区に属す農業振興地域外、周囲は宅地も多く、農地の広がり10ha未満の第2種農地です。転用理由は、自己用住宅建築のためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は令和2年6月15日から令和2年10月15日までです。契約内容は所有権移転（売買）、売買価格は〇〇万円です。

整理番号2番、3番は、譲受人がコロナウィルスの影響を懸念し、現地調査の立合いを欠席したため、審議を延期といたします。ご了承ください。

整理番号4番、申請日3月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が6a、地目は田、1筆、面積が21aです。〇〇から北東に位置し、農業振興地域外、農地の広がり10ha未満の第2種農地です。転用理由は、太陽光発電設備設置のためです。転用計画は、太陽光発電設備です。パネル450枚、パワーコンディショナー10台、発電出力49.5kwです。工事期間は令和2年7月1日から令和2年12月31日までです。契約内容は所有権移転（売買）、売買価格は〇〇万円です。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清彦委員、整理番号4番を7番長谷川義洋委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地であり、適正に管理されていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地であり、適正に管理されていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日3月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は田、1筆、面積は5a、〇〇より南に位置します。平成2年12月17日農管指令第175号許可がでており、土地登記事項証明書が添付されておりますが、地目変更されていません。用途は登記申請（地目変更）の為です。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清彦委員、お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。すでに転用許可が出ている土地でありますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号11番が農業委員9番青山和泉委員に、整理番号13番14番が農業委員8番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田3筆、面積合計が30a、利用権の内容は水稻、地目は畑4筆、面積合計が27a、利用権の内容は普通畑、権利は使用貸借の利用権でございます。10年の新規設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が16a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、4筆、面積合計が1,992㎡、権利は貸貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、2年の再設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が8a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、2年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、3筆、面積合計が9a、地目は畑で、2筆、面積合計6a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、2年の新規設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が21a、権利は貸貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、3筆、面積合計が34a、権利は貸貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が19a、権利は貸貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、4筆、面積合計が31a、権利は貸貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が86a、権利は貸貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の再設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、3筆、面積合計が22a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稲で、10年の再設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が30a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、2年の新規設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が109a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が23a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が27a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号4番5番6番が委員の斡旋による新規設定ですので、最適化交付金の実績として計上いたします。

議長：説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員9番青山和泉委員、8番横張清彦委員入室)

<報告事項>

議長：これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局：報告事項

1、農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和2年4月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局：報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は3件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長：報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局：続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は5件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長：報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、
案件は3件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局
局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願
いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

○3月26日（木）農業者年金加入推進活動

②今後の予定

○4月17日（金）里芋種芋植付

○4月中 農業委員会だより JA から回覧

③現地調査及び総会の予定

○5月現地調査 5月11日（月）当番農委 2番小泉治久委員

当番農委 4番浅野敬司委員

○5月定例総会 5月12日（火）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませ
んか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 3時30分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印